

第23期 第4回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成29年10月31日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 4 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 10 月 31 日（火）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

- | | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 4 件 |
| | 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| | 議案第 10 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 10 号 農地法 18 条の規定に基づく解約通知について | 1 件 |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第4回10月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、7番〇〇 〇〇委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号10番 〇〇 〇〇、11番 〇〇 〇〇 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第8号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回4件の申請がありました。

1番

譲渡人 宮下 〇〇 〇〇

譲受人 宮下 〇〇 〇〇

申請地 宮下 字百太夫 田

譲受人の耕作面積 〇〇m²

申請理由 (譲渡人) 労力不足

(譲受人) 申請地が所有農地に隣接しており
増反による経営の安定化を図る

権利の種類等 売買による所有権移転

譲受人の作付予定作物 米、野菜、果樹（申請地では野菜を栽培予定）
主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等
労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人はお勤めの方で労働力不足、譲受人の方は、専業農家で一生懸命耕作されている方です。この農地は以前から耕作していたところでもありますので問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

2番

譲渡人 下吾川 ○○ ○○
譲受人 下吾川 ○○ ○○
申請地 下吾川 字鳥ノ木 田 外1筆
現在、譲渡人と譲受人の間で基盤法による

賃貸借権設定をしている農地になります。

譲受人の耕作面積 ○○㎡
申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 20年以上前から申請地で耕作しており
譲渡人からの要望

権利の種類等 売買による所有権移転
譲受人の作付作物 米、野菜(申請地では引き続き米を栽培予定)
主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、農作業用自動車等
労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明がありましたように、譲渡人が譲受人に長年にわたって耕作を依頼していましたが、農業復帰の見込みが無いことから売買による所有権移転を決意したものであります。譲受人の○○さんにつきましても高齢であることから躊躇されていたようですが、ご子息と相談した上で家族の了承も得られたということで今回の売買による所有権移転に至ったということであります。長年、専業農家をされており、当該地においても20年以上耕作されておりますので特に問題は無いと思います。よろしくお願ひします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3,4は関連がありますので併せて事務局の説明をお願いいたします。

3番

譲渡人 双海町串 ○○ ○○

譲受人 下吾川 ○○ ○○
申請地 双海町串 字ササゲ 畑 外6筆
申請地は、譲渡人と譲受人との間で平成27年1月1日から農地法第3条許可による10年間の使用貸借権を設定している農地になります。

譲受人の耕作面積 ○○㎡
申請理由 (譲渡人) 譲受人である孫からの要望
(譲受人) 贈与による
譲受人は、新規就農するにあたり、国からの助成金を受給されております。
親族より農地を借り受けて就農した場合は、5年以内に親族より貸借した農地の2分の1以上について所有権移転することが条件とされており、今回申請されたものです。

権利の種類等 贈与による所有権移転
譲受人の作付作物 果樹を引き続き栽培
主な農機具の保有状況 農作業用自動車、クローラー
労働力 常時1人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、申請人の一人である贈与者の○○ ○○さんは、許可申請中に死亡されておりますが、許可申請の効力そのものには、影響を受けません。贈与契約に基づく贈与者の権利義務は相続人に相続されますので、そのまま農地法の許可手続きは進行することになります。

続いて、

4番

譲渡人 双海町串 ○○ ○○
譲受人 下吾川 ○○ ○○
申請地 双海町串 字松ノ本 畑 外4筆
この申請地につきましても、譲渡人と譲受人との間で平成27年1月1日から農地法第3条許可による10年間の使用貸借権を設定している農地になります。
譲受人の耕作面積 ○○㎡
申請理由 (譲渡人) 譲受人である子からの要望

(譲受人) 贈与による
この申請も、
国からの新規就農に対する助成金を
譲受人が受給条件を満たすため
今回申請されたものです。

権利の種類等	贈与による所有権移転
譲受人の作付作物	果樹を引き続き栽培
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、クローラー
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、「3番」及び「4番」ともに農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3, 4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは双海町の〇〇という地区で、祖父、父、後継者の〇〇さんで農業をされていたということで私どもは頼もしく思っており、支障をきたすようなことは無いと思っております。よろしくお願ひします。

議長

番号3, 4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3, 4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3, 4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第9号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第9号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申請地説明図の(1)～(3)が関係資料となっています。

申請人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
土地所有者	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外13筆
転用目的	植林		

申請人は、申請地に平成〇年から平成〇年の5年間に檜を植林しておりましたが、関係法規に対する認識不足のため、森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識したものであり、後継者の不在や急傾斜地で作業性も悪いため、今後申請人が農地として管理していくことは困難であるとのことです。

現在は、周囲の山林と一体化した状態で農地としての復旧は難しく、今後は森林組合などの協力を得て山林として管理するために地目を山林に変更する必要がある、是正手続きとして、申請に至ったものであります。

申請地は、中山町の〇〇集落に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

議案第9号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

先ほど事務局から説明がありましたが、申請地は〇〇山の中腹に位置にある〇〇集落の農地で過疎化が進み農家も半減しております。〇〇さんも〇〇で生活しておりますが、現在は松前町で生活をされています。地図を見ていただきたいのですが、20～30年前に檜を植林し、また、放棄地にも植林されており、地域の承諾を得て植林され、現在も異常は無いということで、問題は無いと思います。また、中央部の申請地は耕作地と隣接しておりますが、境界と15mほど離れて植林されておりますので問題は無いと思います。お願いします。

議長

議案第9号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第9号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第9号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第10号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

申請地説明図の(4)～(6)が関係資料となっています。

1番

申出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇〇
申出地	中山町中山西	田	外1筆
転用目的	植林		

申出人は、会社員をしていましたので、申出地を父親にまかせておりましたが、父親も高齢になり耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため平成10年に植林したということです。森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく今回の申請に至ったものであります。

申出地は、〇〇集落に接する〇〇川付近に位置しており、10ha未滿の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

議案第10号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

申出人の〇〇さんからは、平成〇年頃に申出人の父親が植林をされ、そのままになっていたと伺っております。今回きちんと手続きをしたいとお話がありました。申請地の周辺も〇〇さんの山林となっておりまして、周辺地域への影響は無く、問題は無いと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

議案第10号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第10号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第10号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■報告第10号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第10号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
届出地	上吾川 宇野ノ中	田	

解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

議長

報告第10号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- 農業委員会研修会に関するアンケートについて
事務局より説明あり

議長

- 次回の開催日程について

定例総会 平成29年11月27日(月) 農業振興センター 第2会議室
を開催予定としております。

以上で、第4回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第4回10月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 1時 55分 閉会)